

保護者各位

静岡市長 田辺 信宏
(子ども未来局幼保支援課)

緊急事態宣言発令に伴う認定こども園・保育所等における登園自粛等のお願い

平素より、静岡市幼児教育・保育行政につきまして、多大なご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大する状況の中、市内の各保育施設においては、予防対策に配慮しながら、お子様の受け入れを行っています。

一方、緊急事態宣言が全国に拡大して発令され、国内では乳幼児の感染、保育施設における保育士の感染などの事例も発生していることから、早急に対策を講じていくことが必要な状況です。

つきましては、お子様の安全と感染拡大を防止する観点から、各認定こども園・保育園等の対応を下記のとおりとします。

緊急事態宣言を受けた急な決定となりますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

記

1 感染症拡大防止のための臨時対応期間

令和2年4月20日(月)～令和2年5月10日(日)

※状況により、期間の延長をお願いする場合があります。その際は改めて通知します。

2 認定こども園・保育園等の対応について

●認定こども園の1号認定(就労していない方)…臨時休園とします。

※急な決定となりましたので、期間始めに登園を希望する場合は、園にご相談ください。

※やむを得ず家庭で保育ができない方の預かり保育は実施します。

●認定こども園・保育園等の2・3号認定…登園の自粛をお願いします。

※上記期間中開園しますが、家庭での保育が可能な日は登園自粛をお願いします。

2・3号認定の方…例えば下記の場合は登園自粛をお願いします

・就労のために利用している方

→勤務しない日、在宅の仕事等の場合は、登園を控えてください。

・求職活動のために利用している方

→面接等の求職活動を実施しない日は、登園を控えてください。

・育児休業に係る要件のために利用している方

→原則として登園を控えてください。

・その他の要件で利用している方(妊娠・出産、疾病など)

→ご家庭の事情に応じて、可能な場合は登園を控えてください。

3 保育料について

期間内で新型コロナウイルス感染症対策にともない登園を控えた日の保育料は、日割り計算をします。

※後日還付を行います。登園自粛をした日が分かるように記録を残してください。

4 給付費について

給付費につきましては、保育料の日割り計算によらず、通常通り給付します。

5 保護者からの届出について

◇1号認定の方… 保護者に別紙「登園希望届」の提出を依頼してください。

◇2・3号認定の方… 保護者に別紙「登園自粛届」の提出を依頼してください。

6 その他

- ・自粛している人数についての照会を行う場合がありますので、ご承知おきください。
- ・今後、感染者が施設で出た場合等は、臨時休園を要請します。連絡手段を確認するなど、迅速な対応ができるよう、ご準備をお願いします。
- ・感染者や濃厚接触者に関する情報につきましては、個人が特定されないよう最大限留意するなど、人権に十分配慮していただきますようお願いいたします。

<参 考>

こども園の臨時休園について（令和2年2月28日通知（一部修正））

(1) こども園で感染者が出た場合の考え方

- ・感染が確認された園児は出席停止、職員は出勤停止とし、当該こども園はパニック回避のため即日臨時休園とし、休園期間については、保健所と相談しながら決定します。
- ・同じクラスなど濃厚接触者には情報を提供し、14日以上自宅待機と検温等の体調観察を勧奨します。

(2) こども園の周辺や近隣のこども園等（小中学校を含む）で感染者が出た場合の対応

- ・こども園の周辺やこども園の近隣園（小中学校を含む）で、園児又は職員に感染者が出た場合は、当該こども園についてもパニック回避のための臨時休園が必要であるか検討します。

(3) 園児の同居の家族に感染者が出た場合

- ・当該園児は出席停止とします。
- ・当該園児と同じクラスの園児や職員についても、濃厚接触者と判断された場合、判断された園児は出席停止、職員は出勤せず自宅待機とします。

担 当 静岡市こども未来局幼保支援課

総務・事業者指導係 TEL354-2622

給付係（給付費に関すること） TEL354-2626

システム係（保育料に関すること） TEL354-2630